

令和2年(再)第7号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都江東区有明三丁目6番11号 T F Tビル東館6階

再生債務者 株式会社レナウン

代表者代表取締役 毛利 憲司

主 文

本件再生手続を廃止する。

理 由

本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。

令和2年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 谷 口 安 史

裁判官 菊 池 浩 也

裁判官 毛 受 裕 介

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 加賀谷

